

猫の不妊去勢手術助成金：申請から交付までの流れについて

申請	「不妊去勢手術助成金交付申請書」を提出してください。
	動物愛護管理センター宛てに郵送するか、受付窓口を持参してください。 なお、動物病院は受付窓口ではございませんので、ご注意ください。 ※申請書は、1頭につき1枚となります。 (複数頭申請する際は、申請頭数分の申請書を提出してください。) 【注】1度に申請できる頭数は3頭までです。



概ね10日

決定通知	「助成金交付決定通知書」を送付します。
	助成金の交付が決定したことを通知する書類(「助成金交付決定通知書」と、 ① 獣医師に手術が完了したことを証明してもらうための書類(「不妊去勢手術実施証明書」) ② 助成金の請求書(「不妊去勢手術助成金請求書」) ※①と②あわせてA4用紙1枚となっています を、申請者の住所に郵送いたします。



手術	指定獣医師のいる動物病院で手術を受けてください。
	「不妊去勢手術実施証明書」を指定獣医師の動物病院に持参してください。 手術後、指定獣医師に「不妊去勢手術実施証明書」を記入してもらってください。 ※指定獣医師の動物病院以外での手術は、助成金が交付できないのでご注意ください。 ※耳にV字カット処置がされていない場合は、助成金が交付できないのでご注意ください。



請求 (決定通知日から30日以内)	「不妊去勢手術助成金請求書」を提出してください。 (※通帳の見開きページの写しを添付)
	請求書の各欄を記入してください。 提出前に記載もれがないか十分に確認してください。 手術実施証明書+助成金請求書に通帳の見開きページの写しを添付の上、動物愛護管理センター宛てに郵送するか、受付窓口を持参してください。 ※振込口座情報確認のため、必ず通帳の見開きページの写し(通帳がない方はそれに代わるもの)を添付してください。



概ね30日

交付 (振込)	助成金を指定口座にお振り込みいたします。
	請求書にて指定していただいた口座に助成金を振り込みます。

その他

★下記の場合は、お早めに動物愛護管理センター(☎ 083-263-1125)までご連絡ください。

- ① 決定通知後、事情により助成金の申請を取り下げる場合
(取下げに係る書類の提出が必要です。)
- ② やむを得ない事情により手術日が延期になるなど、助成金の請求が遅れる場合
(延期に係る申請書の提出が必要です。)